

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

株式会社 MFS

コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
株式会社 MFS
代表取締役 CEO 中山田 明

東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社
代表取締役 中山田 明

株式会社 MFS（以下「MFS」といいます。）及びコンドミニアム・アセットマネジメント株式会社（以下「コンドミニアム・アセットマネジメント」といいます。）は、2026 年 7 月 21 日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、MFS の INVASE 事業に関する権利義務をコンドミニアム・アセットマネジメントに承継させる吸収分割を行いました（以下「本件分割」といいます。）。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 柱書但書の規定により、MFS の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

- (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、MFS の株主は会社法第 785 条第 1 項の規定による株式買取請求を行うことができません。

② 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

③ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

本件分割においては、コンドミニアム・アセットマネジメントが承継する負債につき、MFS が重畳的債務引受を行うため、会社法第 789 条第 1 項に規定する異議申述が可能な債権者はおりませんので、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、コンドミニアム・アセットマネジメントに対し、本件分割をやめることを請求したコンドミニアム・アセットマネジメントの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

コンドミニアム・アセットマネジメントの株主は MFS のみであり、MFS がコンドミニアム・アセットマネジメントの特別支配会社に該当することから、コンドミニアム・アセットマネジメントは、会社法第 797 条第 3 項の規定に従って、コンドミニアム・アセットマネジメントの株主に対する通知は行っておりません。

② 債権者異議手続（会社法第 799 条）

コンドミニアム・アセットマネジメントは、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2026 年 8 月 24 日付の官報にて公告し、かつ、知っている債権者に対して各別に催告いたしましたが、期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

コンドミニアム・アセットマネジメントは、本件分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、MFS の INVASE 事業に関する権利義務を、本吸収分割契約の規定に従って承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 10 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上